

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔政 令〕
 - 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(二八)
 - 沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府六)
 - 〔省 令〕
 - 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務五)
 - 日本たばこ産業株式会社法施行規則の一部を改正する省令(同六)
 - 専修学校設置基準の一部を改正する省令(文部科学一)
 - 育成者権を侵害する物品に該当するかどうかの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令(農林水産四)
 - 〔規 則〕
 - 人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(人事院九一五五―八五)

告 示

- 過疎地域を区域とする市町村を公示する件(総務・農林水産・国土交通一六)
- 過疎地域自立促進特別措置法第三十三條第一項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件(同二七)
- 過疎地域自立促進特別措置法第三十三條第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件(同二八)
- 除籍が滅失した件(法務一〇四、一〇五)
- 原戸籍の一部が滅失した件(同二〇六)
- 戸籍法第一百七條の二第一項の規定による指定に関する件(同二〇七)
- 日本国に帰化を許可する件(同二〇八)
- アジアハイウェイ道路網に関する政府間協定のグルジアによる承認に関する件(外務一〇九)
- アジアハイウェイ道路網に関する政府間協定のロシア連邦による確定的署名に関する件(同一一〇)
- アジアハイウェイ道路網に関する政府間協定のアフガニスタン・イストラム共和国による批准に関する件(同一一一)
- 国立児童図書館視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一一二)
- 政府調達に関する協定の附属書Iの修正に関する件(同一一三)
- 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約へのスーダン共和国の加入に関する件(同一一四)

告 示

- 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書へのスワジランド王国の加入に関する件(同一一五)
- 個人向け国債の取扱機関になることができる者を定めた件の一部を改正する件(財務八四)
- 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件(同八五)
- 専修学校設置基準第十二條第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件(文部科学二四)
- 社会通信教育の廃止を許可した件(同二五)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働七一)
- 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院所規程の一部を改正する件(同七二)
- 健康保険の事務の一部を行わせる地域として指定した件の一部を改正する件(社会保険行一一)
- 租税特別措置法施行令第十七條第二項第四号及び第三十九條の二十六第六項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(農林水産二一一)
- 租税特別措置法施行令第三十三條第三項及び第三十九條の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(同二一二)
- 保安林の指定をする件(同二二三)
- 平成十七年度産麦の政府買入価格に加える消費税等相当額及びその支払方法を定めた件(同二二四)

告 示

- 道路整備特別措置法施行令第八條第二号の規定に基づき、自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路の一部を改正する件(国土交通三一七)
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔官庁報告〕
- 〔法 務〕
 - 公証人任免(法務省)
- 〔勞 働〕
 - 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五條の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)
- 〔公 告〕
 - 諸事項
 - 官庁
 - 投資顧問業者営業保証金取戻し、所得税法第一八〇條の規定に該当しなくなった外国人、鉱業法第一八九條関係
 - 裁判所
 - 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)
特殊法人等
厚生年金基金変更、保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等を定める公告関係
地方公共団体
公債償還(東京都区) 関係
会社その他

元

三

**本号で公布された
法令のあらまし**

◆介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(政令第二十八号)(厚生労働省)

一 介護保険法施行令の一部改正関係

1 地域支援事業の上限額
市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等に要する費用の予想額に一〇〇分の三を乗じた額等とすることとした。(第三七条の二関係)

2 保険料率の算定に関する基準

(一) 保険料に係る第一号被保険者の区分について、市町村民税世帯非課税者であつて、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が八〇万円以下である者の区分を定め、当該区分における保険料基準額に乘じて標準割合を四分の二とすることとした。(第三八条関係)

(二) 保険料に係る第一号被保険者の区分について、市町村民税が課税されている者の区分については合計所得金額に基づいて更に区分することができるとし、当該区分における保険料基準額に乘じて割合については、市町村が当該区分に応じて定めることとする(第三九条関係)

二 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1 介護給付費等に対する負担金等
介護給付費及び地域支援事業に要する費用における国、都道府県、市町村等の負担金及び交付金の新たに対象となる費用等を定めることとした。第一条、第一条の三、第三条及び第五条の二関係

2 第二号被保険者負担率

介護給付及び予防給付に要する費用のうち第二号被保険者が負担する割合を一〇〇分の三とすることとした。(第五五条関係)

三 この政令は、平成十八年四月一日から施行することとした。

政 令

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二十八号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第五十一条第二項、第五十二条の二、第二百三十三項、第二百三十四項、第二百三十五項及び第二百三十九條第二項、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項及び第四百四十九條の規定に基づき、この政令を制定する。

(介護保険法施行令の一部改正)

第一条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百一十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 第一節 指定居宅介護支援事業者 第二節 指定居宅介護老人保健施設(第三十條)

第一章 事業者及び施設
第一節 指定居宅介護支援事業者(第三十條)
第二節 指定居宅介護老人保健施設(第三十條)
第二章 事業者及び指定居宅介護老人保健施設(第三十條)
第一節 指定居宅介護老人保健施設(第三十條)
第二節 指定居宅介護老人保健施設(第三十條)

第二十二條の二第七項中「第二十九條の二第七項において」を「以下」に改める。

第二章の二 地域支援事業
第三十七條の二 法第百十五條の三十八第三項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画(法第百十七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう)に定める介護給付等対象サービス(法

第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう)の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等(法第二十条に規定する介護給付等をいう)に要する費用の予想額(以下この条において「給付見込額」という)に百分の三(法第百十五條の三十八に規定する地域支援事業(以下「地域支援事業」という)のうち介護予防事業(法第百二十二條の二第二項に規定する介護予防事業をいう)及び地域支援事業(介護予防事業を除く)については、それぞれ百分の二)を乗じて得た額とする。

2 法第百二十一條第二項に規定する市町村に於いて前項の規定を適用する場合においては、給付見込額は、法第四十三條第三項、第四十四條第六項、第四十五條第六項、第五十五條第三項、第五十六條第六項又は第五十七條第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあつては、地域支援事業(介護予防事業を除く)に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

第三十八條第一項第一号イ(一)中「次号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、及び「第二号イ」を「第二号イ及び第三号イ」に改め、同号ハ中「又は第四号ロ」を「第四号ロ又は第五号ロ」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号イ中「地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する」を削り、「前三号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「前号」を「前二号」に改め、同号ロ中「前号イ」を「第一号イ」に「第四号ロ」を「第五号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としないう状態となるもの(前号イ(1)に係る部分を除く)、次号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。

第三十八条第二項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第三項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同項第一号中「市町村特別給付に要する費用の額」の下に、「地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額」を加え、「保健福祉事業に要する費用の額」を削り、同項第二号中「第百二十三條及び」を「第百二十三條第一項及び第二項並びに」に改め、「調整交付金」の下に、「法第百二十二條の二並びに法第百二十三條第三項及び第四項の規定による交付金」を、「介護給付費交付金」の下に、「法第百二十六條の規定による地域支援事業支援交付金」を加え、同条第四項及び第五項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に、「又は第二号」を「若しくは第二号又は第三号」に、「同項第四号又は第五号」を「同項第五号又は第六号」に改め、同条第七項中「事業運営期間」を「計画期間」に、「保健福祉事業」を「償還」に改める。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じた定められた割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

第三十九条第一項第一号ハ中「又は第五号ロ」を「第五号ロ又は第六号ロ」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号イ中「地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号イ中「地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する」を削り、「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「前二号」を「前三号」に改め、同号ロ中「第五号ロ」を「第六号ロ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「前号」を「前二号」

に改め、同号ロ中「前号イ」を「第一号イ」に、「第四号ロ又は第五号ロ」を「第五号ロ又は第六号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としないう状態となるもの(前号イ(1)に係る部分を除く)、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。

第三十九条第二項中「並びに同項第四号イ及び第五号イ」を、「同項第五号イ及び第六号イ」に改め、「規定する額」の下に「並びに同項第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分する場合に当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合」を加える。

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「特別居宅介護サービス費」の下に、「地域密着型介護サービス費、特別地域密着型介護サービス費」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 法第五十三條第一項に規定する居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費、特別介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特別地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、特別介護予防サービス計画費、特定入所者介護予防サービス費及び特別特定入所者介護予防サービス費の支給に要した費用の額

第一条第二項中「居宅支援サービス費、特別居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費又は居宅支援住宅改修費」を「介護予防福祉用具購入費又は介護予防住宅改修費」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

(国の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額)

法第百二十二條の二第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における同項に規定する介護予防事業(以下「介護予防事業」という)に要する費用の額の百分の二十五に相当する額とする。

法第百二十二條の二第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における同項に規定する包括的支援事業等支援額(以下「包括的支援事業等支援額」という)の百分の五十に相当する額とする。

第二条の見出しを(都道府県の介護給付費等に対する負担金等の額)に改め、同条に次の二項を加える。

3 法第百二十三條第三項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額とする。

4 法第百二十三條第四項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額とする。

第三条の見出し中「介護給付費」を「介護給付費等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 法第百二十四條第三項の規定により、毎年度市町村が一般会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額とする。

4 法第百二十四條第四項の規定により、毎年度市町村が一般会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額とする。

第五条の見出しを(平成十八年度から平成二十年度までの第二号被保険者負担率)に改め、同条中「平成十五年年度から平成十七年度まで」

を平成十八年度から平成二十年度までに、「百分の三十二」を「百分の三十一」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地域支援事業支援交付金の額)

第五条の二 法第百二十六條第一項の規定により、毎年度支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金の額は、各市町村につき、当該年度における介護予防事業に要する費用の額に法第百二十五條第二項に規定する第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

第六条第一項及び第三項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第四項第一号中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、「(」の下に、「地域支援事業(法第百十五條の三十八に規定する地域支援事業をいう。以下同じ)に要する費用の額」を、「のうち標準給付費額」の下に、「及び地域支援事業に要する費用の額」を加え、同項第二号中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第七条第一項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第二項中「事業運営期間」を「計画期間」に、「第百二十三條及び」を「第百二十三條第一項及び第二項並びに」に改め、「調整交付金の額」の下に、「法第百二十二條の二並びに第百二十三條第二項及び第四項の規定による交付金の額」を、「介護給付費交付金の額」の下に、「法第百二十六條の規定による地域支援事業支援交付金の額」を加え、同条第三項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、「標準給付費額」の下に、「地域支援事業に要する費用の額」を加え、同条第四項及び第六項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第八条及び第九条中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第十条中、「事業運営期間」を「計画期間」に、「第百二十三條及び」を「第百二十三條第一項及び第二項並びに」に改め、「調整交付金の額」の下に、「法第百二十二條の二並びに第百二十三條第三項及び第四項の規定による交付金の総額」を、「介護給付費交付金の総額」の下に、「法第百二十六條の規定による地域支援事業支援交付金の総額」を加え、「当該事業運営期間」を「当該計画期間」に、「現事業運営期間」を「現計画期間」に、「前の事業運営期間」を「前の計画期間」に改める。

を「現事業運営期間」を「現計画期間」に、「前の事業運営期間」を「前の計画期間」に改める。

第二十一項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、「標準給付費額の総額」の下に、「地域支援事業に要する費用の総額」を加える。

第二十二項中「事業運営期間」の下に「計画期間」に改め、「標準給付費額」の下に「及び地域支援事業に要する費用の額」を加え、「都道府県内標準給付費総額」を「都道府県内標準給付費等総額」に改め、同条第二項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第三項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、「標準給付費額」の下に「及び地域支援事業に要する費用の額」を加え、同条第四項、第五項及び第七項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第十六条第二号イ中「標準給付費額」を加え、同号ロ中「第百二十三条及び」を「第百二十三条第一項及び第二項並びに」に、「並びに」を「法第百二十二条の二並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額」に改め、「介護給付費交付金の額」の下に「並びに法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額」を加える。

第十七条第一号イ中「標準給付費額」の下に「地域支援事業に要する費用の額」を加え、同号ロ中「第百二十三条及び」を「第百二十三条第一項及び第二項並びに」に、「並びに」を「法第百二十二条の二並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額」に改め、「介護給付費交付金の額」の下に「並びに法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額」を加える。

第十八条中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に、「確定介護給付費納付金」を「確定納付金」に改める。

第二十一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 平成十八年度の介護保険法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、第一項の規定による改正後の介護保険法施行令（以下「新令」という。）第三十七条の二第一項及び第三項の規定にかかわらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・五」と、同条第三項中「百分の一・五を乗じて得た額」とあるのは「百分の〇・五を乗じて得た額」とする。

第三条 平成十九年度に地域包括支援センター（介護保険法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。）次項において同じ。）を設置する市町村における平成十八年度の同法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項に規定する給付見込額をいう。次項において同じ。）に、介護予防事業（介護保険法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。）以下この条において同じ。）については百分の一・五、介護保険法第百十五条の三十八に規定する地域支援事業（介護予防事業を除く。次項において同じ。）については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

第四条 平成二十年四月に地域包括支援センターを設置する市町村における平成十八年度及び平成十九年度の介護保険法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条の規定にかかわらず、平成十八年度及び平成十九年度の給付見込額に、介護予防事業については百分の一・五、地域支援事業については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 平成十八年度の介護保険法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、第一項の規定による改正後の介護保険法施行令（以下「新令」という。）第三十七条の二第一項及び第三項の規定にかかわらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・五」と、同条第三項中「百分の一・五を乗じて得た額」とあるのは「百分の〇・五を乗じて得た額」とする。

第三条 平成十九年度に地域包括支援センター（介護保険法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。）次項において同じ。）を設置する市町村における平成十八年度の同法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項に規定する給付見込額をいう。次項において同じ。）に、介護予防事業（介護保険法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。）以下この条において同じ。）については百分の一・五、介護保険法第百十五条の三十八に規定する地域支援事業（介護予防事業を除く。次項において同じ。）については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

第四条 平成二十年四月に地域包括支援センターを設置する市町村における平成十八年度及び平成十九年度の介護保険法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条の規定にかかわらず、平成十八年度及び平成十九年度の給付見込額に、介護予防事業については百分の一・五、地域支援事業については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

（保険料率の算定に関する基準の特例）

第一条 市町村は、次に掲げる第一号被保険者の平成十八年度及び平成十九年度における保険料率の算定に係る新令第三十八條第一項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この条において同じ。）及び新令第三十九條第一項の割合については、これらの規定にかかわらず、これらの規定により適用されることとなる標準割合又は割合を下回る割合を定めることができる。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六條第二項に規定する者

二 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、平成十八年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において同じ。）が課されていないもの（平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。）

三 地方税法等の一部を改正する法律附則第六條第四項に規定する者

四 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。）

五 市町村は、前項の規定により、同項に規定する標準割合又は割合を下回る割合を定めるに当たつては、保険料収納必要額（新令第三十八條第三項に規定する保険料収納必要額をいう。）を保険料により確保することができるようにするものとする。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

第六十五条の二十三号中「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第二十二号）」の下に「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）」を加える。

附則
この府令は、公布の日から施行する。

〇財務省令第五号
財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十五条第五項、第十七条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月一日 財務大臣 谷垣 禎一
財務省組織規則の一部を改正する省令
財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「又は育成者権を侵害するおそれがある貨物」を「若しくは育成者権を侵害する貨物又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じ同法第十九条第一項第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する貨物（以下「知的財産侵害貨物」という。）に該当するおそれがある貨物」に改める。

第三百二十条中「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権（以下「知的財産権」という。）を侵害するおそれがある貨物」を「知的財産侵害貨物に該当するおそれがある貨物」に改める。

第三百二十五条中「知的財産権を侵害するおそれがある貨物」を「知的財産侵害貨物に該当するおそれがある貨物」に改める。

別表第二小欄の項中「虹田町、洞爺村」を「洞爺湖町」に改め、同表倉敷の項中「井原市」を「井原市、浅口市」に改め、同表名瀬の項中「名瀬市」を「奄美市」に改める。

〇内閣府令第六号
内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十八條第四項の規定に基づき、沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年三月一日
内閣総理大臣 小泉純一郎
沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令
沖繩総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

府 令

〇内閣府令第六号
内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十八條第四項の規定に基づき、沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年三月一日
内閣総理大臣 小泉純一郎
沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令
沖繩総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

〇内閣府令第六号
内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十八條第四項の規定に基づき、沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年三月一日
内閣総理大臣 小泉純一郎
沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令
沖繩総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令 (外務五)
- 国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (同六)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働二二)
- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令 (同二三)
- 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令 (同二四)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同二五)
- 社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令 (同二六)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令 (農林水産五)
- 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同六)

〔告 示〕

- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成十八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件 (厚生労働七三)
- 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件 (同七四、八〇)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件 (農林水産二一五)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関を登録した件 (同二一六)
- 農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件 (同二一七)
- 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件 (同二一八)
- 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準 (環境五九)
- 道路に関する件 (東北地方整備局三八、三九)
- 道路に関する件 (関東地方整備局六一)
- 道路に関する件 (近畿地方整備局三二、三三)
- 道路に関する件 (九州地方整備局四一、四二)
- 道路に関する件 (北海道開発局一九)
- 道路に関する件 (沖縄総合事務局六)

〔官庁報告〕

官庁事項

- 北陸地方整備局公示 (北陸地方整備局)
- 中部地方整備局公示 (中部地方整備局)
- 中国地方整備局公示 (中国地方整備局)
- 四国地方整備局公示 (四国地方整備局)
- 九州地方整備局公示 (九州地方整備局)
- 北海道開発局公示 (北海道開発局)

〔公 告〕

諸事項

- 裁判所 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等 独立行政法人通関情報処理センター
- 任意契約に関する公示、独立行政法人理化学研究所平成十六事業年度財務諸表、住宅金融公庫入札、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示、プログラムの著作物に係る登録に関する公示関係
- 地方公共団体 公債抽せん (東京都)、違法駐車車両保管、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
- 会社その他 会社決算公告

省 令

○外務省令第五号
領事官の徴収する手数料に関する政令 (昭和二十七年政令第七十四号) 第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年三月一日

外務大臣 麻生 太郎
領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令 (昭和二十七年外務省令第四号) の一部を次のように改正する。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

○厚生労働省令第二十二号
介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十八條第六項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年三月一日
厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則の一部を改正する省令
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第百四十三條の見出しを「平成十八年度から平成二十年までの基準所得金額」に改め、同条中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年まで」に改め、同条中「第百五十八條第二項中」を「一般徴収額又は市町村決定額の範囲内」を「所得の状況その他の事情を勘案して」に改める。

附則
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
○厚生労働省令第二十三号
介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)第十二條第三項の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月一日
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第一条の二中「同じ。」の下に「及び法第百五十五條の三十八に規定する地域支援事業に要する費用の額」を加える。
第二条第一項中「の額」の下に「を控除して得た額」を加え、同条第二項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。
第三条第二項中「現計画期間」を「前の事業運営期間」を「前の計画期間」に改める。
第四条の見出しを「平成十八年度から平成二十年までの財政安定化基金拠出率」に改め、同条中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年まで」に改める、同条中「第六條第一項及び第二項中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に、「確定介護給付費納付金」を「確定納付金」に改め、同条第三項第一号中「第一号及び第二号」を「第一号から第三号まで」に改める。

第七条の見出しを「概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法」に改め、同条中「の見込額」を「及び介護予防事業医療保険納付対象額(法第百二十六條第一項に規定する介護予防事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。の見込額)」に改め、同条第一号中「標準給付費額」の下に「及び法第百二十二條の二第一項に規定する介護予防事業に要する費用の額(以下「介護予防事業費」という。))」を加え、同条第二号中「標準給付費額」の下に「及び介護予防事業費額」を加える。
第八条の見出し中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に改める。
第九条の見出し中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に改め、同条中「医療保険納付対象額」の下に「及び介護予防事業医療保険納付対象額」を加える。
第十条の見出しを「確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の算定方法」に改め、同条中「医療保険納付対象額」及び「標準給付費額」の下に「及び介護予防事業医療保険納付対象額」を加える。

第十一条の見出し中「確定介護給付費納付金」を「確定納付金」に改め、同条中「医療保険納付対象額」の下に「及び介護予防事業医療保険納付対象額」を加える、同条第二項の表中「医療保険納付対象額」の下に「及び介護予防事業医療保険納付対象額」を加える。
第十三條の二第二号中「及び」の下に「介護予防事業医療保険納付対象額並びに」を加える。
第十五條中「介護給付費納付金」を「納付金」に改める。

附則
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十四号
介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)第一条の二第二項の規定に基づき、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年三月一日
厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令
介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十二年厚生省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号イ中「法第四十一條第一項」を「同条第一項」に改め、次号において同じ。」を削り、同号ハ中「介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第七十九條の五(同令第七十一條の二第二項において準用する場合を含む。の規定によるものを除く。))」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「法第四十六條第一項」を「同条第一項」に改め、「次号において同じ。」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 地域密着型介護サービス費の支給(法第四十二條の二第六項の規定により指定地域密着型サービス事業者(同条第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。))に対して支払われるものに限る。
第三条第一項第一号に次のように加える。
ホ 特定入所者介護サービス費の支給(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第八十三條の八第一項(同令第七十一條の二において準用する場合を含む。))の規定によるものを除く。

第三条第一項第二号イ中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に改め、「において準用する法第四十一條第六項」を削り、「指定居宅サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者(同条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。))」に改め、同号ロ中「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に改め、「において準用する法第四十六條第四項」を削り、「指定居宅介護支援事業者」を「指定介護予防支援事業者(同条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。))」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 地域密着型介護サービス費の支給(法第五十四條の二第六項の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者(同条第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。))に対して支払われるものに限る。
第三条第一項第二号に次のように加える。
ニ 特定入所者介護サービス費の支給(介護保険法施行規則第九十七條の四において準用する同令第八十三條の八第一項の規定によるものを除く。)

第三条第一項第三号中「リ」を「チ」とし、「ト」を削り、「ヘ」を「チ」とし、同号ホ中「第一号ロ」を「第一号ハ」に改め、同号中ホを「ト」とし、「ニ」を「ヘ」とし、「ハ」を「ホ」とし、「ロ」の次に次のように加える。
ハ 地域密着型介護サービス費の支給(第一号ロに掲げるものを除く。)
ニ 特別地域密着型介護サービス費の支給
第三条第一項第三号に次のように加える。
ル 特定入所者介護サービス費の支給(第一号ホに掲げるものを除く。)

ヲ 特別特定入所者介護サービス費の支給
第三条第一項第四号イ中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に改め、同号ロ中「特別居宅支援サービス費」を「特別介護予防サービス費」に改め、同号ロを同号リとし、同号ハ中「特別居宅支援サービス計画費」を「特別介護予防サービス計画費」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホ中「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に改め、同号ロを「第二号ロ」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。
ハ 地域密着型介護予防サービス費の支給(第二号ロに掲げるものを除く。)
ニ 特別地域密着型介護予防サービス費の支給

二 特別地域密着型介護予防サービス費の支給

第三条第一項第四号に次のように加える。

又 特定入所者介護予防サービス費の支給(第二号二に掲げるものを除く。)

ル 特定特定入所者介護予防サービス費の支給

第三条第二項中「居宅支援サービス費、特別居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費又は居宅支援住宅改修費」を「介護予防サービス費、特別介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費又は介護予防住宅改修費」に改める。

別表第二中「1- (0.5x(A-a) + 0.25x(B-b) - 0.25x(C-c) - 0.5x(D-d))」を「1- (0.5x(A-a) + 0.5x(B-b) + 0.25x(C-c) - 0.25x(D-d) - 0.5x(E-e))」に改め、同表備考中「第三十八條第一項第四号」を「第三十八條第一項第三号」に改め、同表備考に次のように加える。

E 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第六号に掲げる者の数の割合

e 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第六号に掲げる者の総数の割合

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 平成十八年度及び平成十九年度における所得段階別加入割合補正係数の算定の特例

2 平成十九年度における算定省令第四條第二号の所得段階別加入割合補正係数は、算定省令第六條の規定にかかわらず、附則別表第二に掲げる算式により算定した数とする。

所得段階別加入割合補正係数	$\frac{1 - (0.5x(A-a) + 0.5x(B-b) + 0.25x(C-c) + 0.34x(D-d) + 0.34x(E-e) + 0.17x(F-f) + 0.25x(G-g) + 0.25x(H-h) + 0.09x(I-i) - 0.08x(J-j) - 0.25x(K-k) - 0.5x(L-l))}{1 - (0.5x(A-a) + 0.5x(B-b) + 0.25x(C-c) + 0.34x(D-d) + 0.34x(E-e) + 0.17x(F-f) + 0.25x(G-g) + 0.25x(H-h) + 0.09x(I-i) - 0.08x(J-j) - 0.25x(K-k) - 0.5x(L-l))}$
---------------	---

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A, a, B, b, C, c 算定省令別表第二の備考と同じ。

D 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数(以下「市町村被保険者数」という。)

以下「令」という。第三十八條第一項第四号に掲げる者(介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二十八号。以下「平成十八年改正令」という。附則第四條第一項第二号に掲げる者(以下「第二号該当者」という。)

であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一條の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づき老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の支給権を有している者又は生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六條第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)に限る。)の数の割合

d 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数(以下「被保険者総数」という。)

に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第二号該当者であつて、老齢福祉年金の支給権を有している者又は被保護者に限る。)の総数の割合

E 市町村被保険者数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第二号該当者であつて、当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五條第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該被保険者の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額

(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額(以下「収入金額等」という。)が八十万円以下の者に限り、D に掲げる者を除く。)の数の割合

e 被保険者総数に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第二号該当者であつて、収入金額等が八十万円以下の者に限り、d に掲げる者を除く。)の総数の割合

F 市町村被保険者数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第二号該当者に限り、D 又は E に掲げる者を除く。)の数の割合

f 被保険者総数に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第二号該当者に限り、d 又は e に掲げる者を除く。)の総数の割合

G 市町村被保険者数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(平成十八年改正令附則第四條第一項第一号に掲げる者(以下「第一号該当者」という。)

その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は第一号該当者である場合に限る。g, h, i 及び j において同じ)であつて、老齢福祉年金の支給権を有している者又は被保護者に限る。)の数の割合

g 被保険者総数に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第一号該当者であつて、老齢福祉年金の支給権を有している者又は被保護者に限る。)の総数の割合

H 市町村被保険者数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第一号該当者であつて、収入金額等が八十万円以下の者に限り、G に掲げる者を除く。)の数の割合

h 被保険者総数に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第一号該当者であつて、収入金額等が八十万円以下の者に限り、g に掲げる者を除く。)の総数の割合

I 市町村被保険者数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第一号該当者に限り、G 又は H に掲げる者を除く。)の数の割合

i 被保険者総数に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第一号該当者に限り、g 又は h に掲げる者を除く。)の総数の割合

J 市町村被保険者数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第一号該当者に限り、G, H 又は I に掲げる者を除く。)の数の割合

J 市町村被保険者数に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第一号該当者に限り、g, h 又は i に掲げる者を除く。)の総数の割合

K 市町村被保険者数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(G, H, I 又は J に掲げる者を除く。)の数の割合

k 被保険者総数に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(g, h, i 又は j に掲げる者を除く。)の総数の割合

L 算定省令別表第二の備考 e に規定する割合

L 算定省令別表第二の備考 e に規定する割合

所得段階別加入割合補正係数	$\frac{1 - (0.5x(A-a) + 0.5x(B-b) + 0.25x(C-c) + 0.17x(D-d) + 0.17x(E-e) + 0.09x(F-f) - 0.08x(G-g) - 0.16x(H-h) - 0.25x(I-i) - 0.5x(J-j))}{1 - (0.5x(A-a) + 0.5x(B-b) + 0.25x(C-c) + 0.17x(D-d) + 0.17x(E-e) + 0.09x(F-f) - 0.08x(G-g) - 0.16x(H-h) - 0.25x(I-i) - 0.5x(J-j))}$
---------------	---

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A, a, B, b, C, c 算定省令別表第二の備考と同じ。

D 市町村被保険者数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(平成十八年改正令附則第四條第一項第四号に掲げる者(以下「第四号該当者」という)であつて、老齢福祉年金の支給権を有している者又は被保護者に限る。)の数の割合

d 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第四号該当者であつて、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。)の総数の割合

E 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第四号該当者であつて、収入金額等が八十万円以下の者に限り、D に掲げる者を除く。)の数の割合

e 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第四号該当者であつて、収入金額等が八十万円以下の者に限り、d に掲げる者を除く。)の総数の割合

F 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第四号該当者に限り、D 又は E に掲げる者を除く。)の数の割合

f 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第四号該当者に限り、d 又は e に掲げる者を除く。)の総数の割合

G 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(平成十八年改正令附則第四條第一項第三号に掲げる者(以下「第三号該当者」という。))その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は第三号該当者である場合に限る。且つにおいて同じ。)に限り、老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者又は収入金額等が八十万円以下の者を除く。)の数の割合

B 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第三号該当者に限り、老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者又は収入金額等が八十万円以下の者を除く。)の総数の割合

H 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第三号該当者に限り、老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者、収入金額等が八十万円以下の者又は G に掲げる者を除く。)の数の割合

h 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(第三号該当者に限り、老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者、収入金額等が八十万円以下の者又は g に掲げる者を除く。)の総数の割合

I 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者、収入金額等が八十万円以下の者又は G 若しくは H に掲げる者を除く。)の数の割合

i 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第五号に掲げる者(老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者、収入金額等が八十万円以下の者又は g 若しくは h に掲げる者を除く。)の総数の割合

J 算定省令別表第二の備考 E に規定する割合

J 算定省令別表第二の備考 e に規定する割合

○厚生労働省令第二十五号
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二十三條第一項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月一日
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号(第一面) 労働者派遣事業報告書 (日本工業規格A列4)

厚生労働大臣 殿
提出者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十三條第一項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
① 許可番号又は届出受理番号 (ふりがな) ② 許可年月日又は届出受理年月日
③ 氏名又は名称 (ふりがな) ④ 代表者の氏名 (法人の場合) (ふりがな)
⑤ 事業所の名称
⑥ 事業所の所在地

1 派遣労働者雇用等実績
① 労働者の受取(派遣労働者以外の者を含む。) (報告対象期間末日)
② 派遣労働者の数及び受給者の数(1日平均) (人)
③ 派遣労働者の数及び受給者の数(6月1日現在) (人)
④ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑤ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑥ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑦ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑧ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑨ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑩ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑪ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑫ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑬ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑭ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑮ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑯ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑰ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑱ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑲ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
⑳ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉑ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉒ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉓ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉔ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉕ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉖ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉗ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉘ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉙ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉚ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉛ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉜ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉝ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉞ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㉟ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊱ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊲ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊳ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊴ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊵ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊶ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊷ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊸ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊹ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊺ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊻ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊼ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊽ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊾ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)
㊿ 派遣労働者の受給者(特定型) (受給者) (人)

管轄区域の欄の改正規定中「湖南市 滋賀郡」を「湖南市」に改める部分及び「加東郡を「加東市」に改める部分並びに同表九州農政局の項名称の欄の改正規定中「名瀬統計・情報センター」を「奄美統計・情報センター」に改める部分、同項位置の欄の改正規定中「名瀬市」を「奄美市」に改める部分並びに同項管轄区域の欄の改正規定中「甘木市 小郡市 うきは市」を「小郡市 うきは市 朝倉市」に改める部分、「鳥栖市」を「鳥栖市 神埼市」に改める部分及び「名瀬市」を「奄美市」に改める部分並びに別表第四の改正規定並びに別表第七開東の項位置の欄の改正規定及び同項管轄区域の欄の改正規定中「日光市 今市市」を「日光市」に「塩谷郡（塩谷町を除く）」を「塩谷郡高根沢町」に改める部分並びに同表九州の項管轄区域の欄の改正規定中「枕崎市 名瀬市」を「枕崎市」に「南さつま市」を「南さつま市 奄美市」に改める部分並びに別表第八の改正規定 平成十八年三月二十日

七 別表第三中国四農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「総社市」を「総社市 浅口市」に改める部分 平成十八年三月二十一日

八 別表第三關東農政局の項位置の欄の改正規定並びに同項管轄区域の欄の改正規定中「那珂市」を「那珂市 小美玉市」に改める部分、「新治郡 筑波郡」を「つくばみらい市」に改める部分、「（東村を除く）」を削る部分、「勢多郡東村 新田郡 山田郡」を「みどり市」に改める部分及び「佐原市」を「香取市」に、「勝浦市」を「勝浦市 山武市」に、「匝瑛市 匝瑛郡」を「匝瑛市」に改める部分、同表近畿農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「加古郡 飾磨郡」を「加古郡」に、「佐用郡 宍粟郡」を「佐用郡」に改める部分並びに同表九州農政局の項名称の欄の改正規定中「本渡統計・情報センター」を「天草統計・情報センター」に改める部分、同項位置の欄中「本渡市」を「天草市」に改める部分並びに同項管轄区域の欄の改正規定中「山田市 宮若市」を「宮若市 嘉麻市」に改める部分及び「本渡市 牛深市 上天草市」に改める部分、天草市」に改める部分並びに別表第五旭川統計・情報センター」の項の改正規定 同表岩見

沢統計・情報センター」の項の改正規定、同表名寄統計・情報センター」の項の改正規定、同表伊達統計・情報センター」の項の改正規定及び同表俱知安統計・情報センター」の項の改正規定並びに別表第七北海道の項管轄区域の欄の改正規定中「風連町」を削る部分並びに同表開東の項管轄区域の欄の改正規定中「安中市」を「安中市 みどり市」に改める部分、「佐波郡 新田郡 山田郡」を「佐波郡」に改める部分及び同表九州の項管轄区域の欄の改正規定中「本渡市 山鹿市 牛深市」を「山鹿市」に、「阿蘇市」を「阿蘇市 天草市」に改める部分 平成十八年三月二十七日

九 別表第三東北農政局の項の改正規定並びに同表九州農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「北松浦郡（小値賀町及び宇久町に限る）」を「北松浦郡小値賀町」に、「南高来郡」を「南島原市」に、「小値賀町及び宇久町を除く」を「小値賀町を除く」に改める部分及び「由布市」を「由布市 国東市」に改める部分並びに別表第五管内統計・情報センター」の項の改正規定、同表北見統計・情報センター」の項管轄区域の欄の改正規定中「東藻琴村」を「大空町」に改める部分及び同表網走統計・情報センター」の項管轄区域の欄の改正規定中「網走郡東藻琴村」を「網走郡大空町」に改める部分並びに別表第六の改正規定並びに別表第七北海道の項位置の欄の改正規定及び同項管轄区域の欄の改正規定中「新冠郡 静内郡 三石郡」を「新冠郡」に、「幌泉郡」を「幌泉郡 日高郡」に改める部分、同表東北の項の改正規定並びに同表九州の項管轄区域の欄の改正規定中「宇佐市」を「宇佐市 国東市」に改める部分 平成十八年三月三十一日

○農林水産省令第六号
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年三月一日
農林水産大臣 中川 昭一

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の項の次に次のように加える。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化並びに農産物の検査に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の項の次に次のように加える。

別表第二肥料取締法の項の次に次のように加える。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 第十七条の十三（第十九条の十において準用する場合を含む。）

別表第三土地改良法の項の次に次のように加える。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 第十七条の九第二項（第十九条の十において準用する場合を含む。）

別表第四水産業協同組合法の項の次に次のように加える。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 第二号（第十九条の十において準用する場合を含む。）

この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則

○厚生労働省令第七十三号
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六條第三項、第七條第二号、第八條第一項第二号、第九條及び第十條の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成十八年度の医療保険者の納付金の額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三條の規定により公示する。
平成十八年三月一日
厚生労働大臣 川崎 二郎

区 分	率 又 は 額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）以下「省令」という。第六條第三項に規定する算定率	〇・〇一四四八九二四
省令第七條第二号に規定する率	一・一六六二九三二
省令第八條第一項第二号に規定する率	〇・九八八八〇七八六
省令第九條に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	四七、五七八円
省令第十條に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	四一、六八八円